

《神河町食料品の物価高騰等生活者支援商品券事業 取扱店募集要項》

1. 趣旨

食料品等の物価高騰による影響を受けている町内生活者に対し、消費の下支えを通じた生活支援を目的に、神河町が発行する「神河町食料品の物価高騰等生活者支援商品券」を交付します。

2. 実施主体

神河町

3. 交付対象者

令和8年1月1日時点で神河町の住民基本台帳に登録されている世帯主

4. 取扱店

神河町内に事業所を有し、取扱店登録申込書を提出した企業

(1) 登録店舗の募集

神河町ホームページや神河町商工会ホームページ等で参加店舗を募集します。

※ 小売、飲食、理美容、自動車販売、整備、サービス、製造、建設関連業種等
原則的に当該商品券が利用可能な全業種を対象

(2) 登録店舗申請期間

令和8年1月13日(火)～令和8年1月23日(金) 17:00まで

(3) 申込窓口

登録申し込み窓口は、神河町商工会といたします。登録希望の店舗は、「神河町食料品の物価高騰等生活者支援商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、神河町商工会へ持参またはFAXにて申請してください。

(4) 登録料・換金手数料・振込手数料等、事業者負担はありません。

5. 商品券名称及び交付金額

本券は「神河町食料品の物価高騰等生活者支援商品券」(以下、「商品券」という。)と称します。



6. 発行予定枚数

1,000 円／1 枚×約 85,000 枚(総額 8,500 万円)

※ 対象世帯数(1 世帯 20 枚)に応じた発行枚数になります。

7. 実施時期(商品券有効期間)

令和 8 年 3 月 1 日(日)～令和 8 年 5 月 31 日(日) 3 か月間

8. 商品券交付方法

対象者へ商品券および取扱店舗リスト等を郵送する。

9. 取扱店舗の換金期間及び場所

商品券を換金する取扱店舗は、利用済商品券の裏面に取扱店のゴム印等を押印後、神河町商工会窓口に持参して、所定の「商品券換金請求書」を記入して手続きを行ってください。

- ・受付期間：令和 8 年 3 月 2 日(月)～令和 8 年 6 月 22 日(月)
- ・受付場所：神河町商工会(平日：9 時～17 時 00 分)
- ・支 払 日：毎月 15 日・末日(土日祝日の場合は、直前開館日)を受付けの締日とし、15 日締めの場合は 25 日、末日の場合は 10 日(土日祝日の場合は、金融機関前営業日)に指定口座へ振込みます。
なお、最終支払日は、令和 8 年 6 月 30 日(火)を予定しています。
- ・指定口座：「神河町食料品の物価高騰等生活者支援商品券取扱店登録申込書」に換金振込口座情報を記載してください。

10. 登録店舗の周知

- (1) 交付対象者へ取扱店リストを郵送
- (2) 取扱店舗にポスターを配布
- (3) 神河町ホームページ、神河町商工会ホームページに掲載
- (4) ケーブルテレビ文字放送

11. 対象除外商品等

下記の商品等については商品券で販売できません。厳守して下さい。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の金券類、切手、官製はがき、印紙、証紙等の換金性の高いもの
- (2) たばこ
- (3) 国税、地方税、使用料等の公租公課の支払
- (4) 明らかな資産形成、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入、性風俗、特殊営業等、公営ギャンブル等
- (5) 電子マネーへの入金(チャージ)等

12. 注意事項

- (1) 商品券が第三者へ譲渡や転売等が疑われる使用がされないよう、注意をお願いします。
- (2) 個人情報の取扱いに注意し、誰が商品券を使用したなど漏らさないで下さい。また、当該業務により知り得た情報は外部に漏らしてはいけません。

13. 商品券取扱

- (1) 商品券の取扱いができる店舗は、あらかじめ本事業に賛同し、申込みをした店舗とします。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び転売は禁止です。
- (3) 商品券の再発行及び返金はできません。
- (4) 商品券の有効期間以降の使用は無効です。
- (5) 商品券を換金する取扱店は、利用済商品券の裏面に取扱店のゴム印等を押印後、神河町商工会窓口に持参して、所定の「商品券換金請求書」に記入して手続きを行ってください。
- (6) 神河町商工会は「換金請求書」及び「添付された使用済商品券」を確認し、換金手続きを行います。
- (7) 商品券で購入した時のつり銭の支払いや返金等はできません。